

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者就業・生活支援センターの指定	(雇用対策課)	一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(都市計画課)	一
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	二
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	二
○土地改良区役員の就任の届出	(大河原地方振興事務所)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	四
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告	(教育庁高校教育課)	五
○宮城県ライフル射撃場の使用に係る使用料の徴収事務の委託 選挙管理委員会		五
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		五
○宮城県公報第二二二二一号中		五
○宮城県公報第二二三三三号中		五
○宮城県公報第二二三三〇号中		五
○宮城県公報第二二三三八号中		五

告 示

○宮城県告示第二百七十一号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十三年四月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二六〇〇一〇八	松の実 宮城県松島町根廻字 上山王六番地二十七	就労移行支援 就労継続支援B 型	社会福祉法人 松の実福祉会	平成二十三年 四月一日
○四一五二〇一七九	こころや 仙台市青葉区木町十 番三号	就労継続支援B 型	特定非営利活 動法人博英舎・ こころや	平成二十三年 四月一日

○宮城県告示第二百七十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十三条の規定により、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成二十三年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定年月日

平成二十三年四月一日

二 指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人栗原市障害者就労支援センター

2 住所 栗原市築館字八沢南沢八十五番地

3 事務所の所在地 栗原市築館薬師四丁目四番十七号

○宮城県告示第二百七十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成二十三年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
仙塩広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百七十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
仙塩広域都市計画高度地区
- 二 縦覧場所
宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百七十五号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
2 名称 泉パークタウン寺岡地区計画
- 二 縦覧場所
宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百七十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

- 2 名称 泉パークタウン紫山地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第二百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十三年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

巨理都市計画道路事業

- 2 名称

三・四・五号 駅前大通線及び 三・四・一号 一國幹線

- 二 施行者の名称

宮城県

- 三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百七十八号

建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十三年四月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十三年三月三十日	佐藤 廣	二級建築士	第一万四号	建築士法第九条第一項第二号に該当するため

○宮城県告示第二百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川崎町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 山 田 義 輝

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年三月二十五日	小山 満	柴田郡川崎町大字前川字山長三十四番地二十九	監事

○宮城県告示第二百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、巨理土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年四月八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 本 木 隆

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年三月二十二日	安田 治夫	巨理町逢隈中泉字一里原十一番地一	理事
平成二十三年三月二十二日	南部 靖	巨理町逢隈十文字字佐渡百二十八番地	理事
平成二十三年三月二十二日	三品 幸徳	巨理町逢隈鹿島字宮前四十八番地	理事
平成二十三年三月二十二日	小野 友二	巨理町吉田字内浦四十番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年三月二十一日	渡辺 成寿	山元町高瀬字南中須賀百六十四番地	理事
平成二十三年三月二十一日	平間 義行	山元町高瀬字東石山原九十七番地	理事
平成二十三年三月二十一日	阿部 俊一	巨理町荒浜字明神西百九十三番地	理事
平成二十三年三月二十一日	阿部 賢一	巨理町逢隈高屋字前原百二十番地	理事
平成二十三年三月二十一日	片岡 悟	山元町坂元字原一十五番地	理事
平成二十三年三月二十一日	高橋 久壽	巨理町字祝田十六番地	理事
平成二十三年三月二十一日	日下 清一	巨理町長瀬字平場三十七番地二	理事
平成二十三年三月二十一日	安住 隆一	巨理町長瀬字稲荷前六十九番地	理事
平成二十三年三月二十一日	菊地 義光	山元町山寺字頭無二百十二番地	理事
平成二十三年三月二十一日	庄子 兵三郎	山元町山寺字谷地二番地一	監事
平成二十三年三月二十一日	齋藤 武道	巨理町吉田字須賀畑百六十一番地	監事
平成二十三年三月二十一日	武田 勝治	巨理町荒浜字松原四十一番地二	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年三月二十一日	安田 治夫	巨理町逢隈中泉字一里原十一番地一	理事
平成二十三年三月二十一日	南部 靖	巨理町逢隈十文字字佐渡百二十八番地	理事
平成二十三年三月二十一日	橋元 榮一	巨理町逢隈下郡字高鉢十六番地	理事
平成二十三年三月二十一日	三品 幸徳	巨理町逢隈鹿島字宮前四十八番地	理事
平成二十三年三月二十一日	佐藤 憲一郎	巨理町逢隈鹿島字町東南三十二番地	理事
平成二十三年三月二十一日	馬場 俊一	巨理町字南町十四番地	理事

一 就任した者

○宮城県告示第二百八十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼首土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。
 平成二十三年四月八日

宮城県北部地方振興事務所
 所長 吉田祐幸

平成二十三年三月二十一日	末木仁次	巨理町吉田字大坂二十五番地一	理事
平成二十三年三月二十一日	小野友二	巨理町吉田字内浦四十番地	理事
平成二十三年三月二十一日	森一雄	巨理町吉田字須賀畑六十八番地	理事
平成二十三年三月二十一日	森和男	巨理町吉田字流百四十六番地四百二十三	理事
平成二十三年三月二十一日	武田幾雄	山元町山寺字石堂四十一番地	理事
平成二十三年三月二十一日	渡辺成寿	山元町高瀬字南中須賀百六十四番地	理事
平成二十三年三月二十一日	平間義行	山元町高瀬字東石山原九十七番地	理事
平成二十三年三月二十一日	菊地健	山元町山寺字西頭無三十七番地四	理事
平成二十三年三月二十一日	武田勝治	巨理町荒浜字松原四十一番地一	理事
平成二十三年三月二十一日	阿部俊一	巨理町荒浜字明神西百九十三番地	理事
平成二十三年三月二十一日	片岡悟	巨理町逢隈高屋字前原百二十番地	理事
平成二十三年三月二十一日	阿部賢一	山元町坂元字原一十五番地	理事
平成二十三年三月二十一日	日下清一	巨理町長瀬字平場三十七番地一	理事
平成二十三年三月二十一日	庄子兵三郎	山元町山寺字谷地二番地一	理事
平成二十三年三月二十一日	吉田恵之	巨理町逢隈藤字高原七番地一	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

二 退任した者

平成二十二年十月十六日	高橋孝志	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原十六番地	理事
平成二十二年十月十六日	大場忠志	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口十一番地	理事
平成二十二年十月十六日	中鉢初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉道上十一番地一	理事
平成二十二年十月十六日	遠藤和夫	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口三十五番地	理事
平成二十二年十月十六日	高橋喜一	大崎市鳴子温泉鬼首字原二十一番地一	理事
平成二十二年十月十六日	高橋初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原二十四番地二	理事
平成二十二年十月十六日	大場市雄	大崎市鳴子温泉鬼首字山崎前二十八番地	理事

平成二十二年十月十七日	高橋孝志	大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原十六番地	理事
平成二十二年十月十七日	大場忠志	大崎市鳴子温泉鬼首字中沢口十一番地	理事
平成二十二年十月十七日	中鉢初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字三杉道上十一番地一	理事
平成二十二年十月十七日	大場善郎	大崎市鳴子温泉鬼首字久保田三十五番地一	理事
平成二十二年十月十七日	高橋喜一	大崎市鳴子温泉鬼首字原二十一番地一	理事
平成二十二年十月十七日	高橋初雄	大崎市鳴子温泉鬼首字田野原二十四番地二	理事
平成二十二年十月十七日	大場市雄	大崎市鳴子温泉鬼首字山崎前二十八番地	理事

平成二十三年四月八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 宮城郡七ヶ浜町花刈浜字五月田六十八番一及び六十八番十三
 宮城郡七ヶ浜町花刈浜字笹山二番一
 山崎 智喜

○平成二十三年三月八日付けで告示した政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札を中止するので、次のとおり公告する。
 平成二十三年四月八日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札を中止する物品
- 1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号）二百二十キロリットル
- 2 平成二十三年四月十九日（火）
- 3 納入場所 宮城県石巻漁港 宮城丸
- 二 入札を中止する理由
 平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響により、入札の実施が困難なため
- 三 その他

この入札中止公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。
 〒九八〇・八四二二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県教育庁高校教育課調整班（担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二二）

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県ライフール射撃場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十三年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十三年四月八日

宮城県教育委員会

教育長 小林 伸一

一 委託の相手方

宮城郡利府町加瀬字南野中沢四十番地五十一

宮城県ライフール射撃協会

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十六号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年四月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の二宮城県不忘園の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十三年四月八日から施行する。

正 誤

○宮城県公報第二二二二二二号（平成二十三年一月七日付け）中

ページ 段

七 下

八 行

正

○宮城県教育委員会告示第一号

○宮城県教育委員会告示第二十六号

誤

○宮城県公報第二二二三三〇号（平成二十三年一月八日付け）中

ページ 段

六 下

一三 行

正

○宮城県教育委員会告示第二号

○宮城県教育委員会告示第一号

誤

○宮城県公報第二二三三八号（平成二十三年三月八日付け）中

ページ 段

七 下

五 行

正

○宮城県教育委員会告示第三号

○宮城県教育委員会告示第二号

誤

○宮城県公報第二二三三八号（平成二十三年三月八日付け）中

ページ 段

七 下

五 行

正

○宮城県教育委員会告示第四号

○宮城県教育委員会告示第三号

誤